

# 平成23年塩尻市議会9月定例会

## 総務環境委員会会議録

日 時 平成23年9月16日(金) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

### 審査事項

- 議案第 1号 平成22年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書
- 議案第 2号 平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 4号 平成22年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 5号 平成22年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 9号 平成22年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第10号 平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第15号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第16号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、14款予備費、第2表地方債補正
- 議案第20号 平成23年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第23号 平成23年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

### 出席委員・議員

委員長	青柳 充茂 君	副委員長	古畑 秀夫 君
委員	務台 昭 君	委員	牧野 直樹 君
委員	金田 興一 君	委員	五味 東條 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

## 議会事務局職員

事務局長 成田 均 君                      事務局次長 小松 俊夫 君  
議事調査係長 小澤 秀美 君

午前9時58分 開会

**委員長** 皆さん、おはようございます。少し早いですが、おそろいですので、きのうに引き続き9月定例会の総務環境委員会を開会いたします。その前にきょうは、ここに何かあるんで、ちょっとこのカメラについて事務局説明してください。

**議会事務局長** きょうはちょっとお願いなんですけども、議会の情報公開ということで、今度、行政チャンネルのほうへ委員会の放映をしていきたいということで、今考えておりまして、現在の既存の施設の音の収録の関係なんですけど、頭の上に3つマイクがありまして、それでもってこちらのほうへ集音するようになってるんですけど、それでもって今ちょっと調子があまりよくなくてですね、どのような声になってくるか、今、放映をしながら、済みません、ちょっときょうはビデオを撮ってみて、今後この施設でもってそれができるかどうか検討をしたいと思っておりますので、きょうちょっとしばらくの間、委員会の撮影をさせていただきたいということでもってお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**委員長** とうことですが、特に問題ありませんね。よろしいですか。では、そういうことでお願いいたします。

**議案第1号** 平成22年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書

**地域づくり課長** 昨日の委員会におきまして資料の提供を求められたものと、3種類の資料をお手元のほうに御用意させていただきましたので説明をさせていただきます。

まず初めに平成22年度ふれあいのまちづくり事業補助ということで1枚の資料がございますけれど、これにつきましては、実施いたしましたふれあいのまちづくり事業、地域づくり事業13件、それから、ずくだし事業3件の事業内容並びに補助金の額の一覧表でございますので、よろしくお願いいたします。

続いて2枚目に支所費の電話料金の内訳表という1枚の表がございますけれど、これについて御説明させていただきます。上段、年度21というところがございますが、その一番上に支所費電話料といたしまして、片丘支所から榑川支所までそれぞれ各支所の平成21年度の電話料金の額が記載してございます。その下に戸籍住民基本台帳費の電話料ということで電話料が載っております、これは片丘から塩尻東まで6支所の合計でございますけれど、33万8,396円という累計でございました。平成22年度になりますと、いわゆる支所に設置してございますFAXの管理が地域づくり課のほうに移管になりまして、それに伴いましてFAXの通信料も支所

費で計上させていただいたわけでございます。それで、そこに平成21年度につきましては、従来どおりの支所費分の電話料、それから移管となったFAXにかかわる電話料と、その合計が平成22年度の決算額ということになってございます。電話料金のみで比較いたしますれば、ほぼ昨年並みという状況でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして3番目の資料でございますけれど、3枚ものがくくってございしますが、まず一番最初の1枚が、平成21年度の各支所のそれぞれの項目の決算額の一覧表でございます。1枚めくっていただくと、同様に平成22年度の各項目ごとの金額の一覧でございます。最終ページには、それぞれの比較した金額を一覧で計上させていただきますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

**委員長** きのうの補足説明、資料いただきましたので、あとはこれについては、質問等は終結してますから、細かいことがまたありましたら追ってやってください。

**消防防災課長** 昨日の行政連絡長さんに対します、オフトークの加入に対します一部補助の関係でございますけれども、これはですね、災害時の緊急広報手段といたしまして、オフトークに加入していない行政連絡長さんに対しまして、任期中のみ加入をしていただくということで加入料の一部を市で負担するという、オフトーク設置費用一部負担要領というのが定められておりました。これは平成16年度が最後でございます。平成17年、平成18年、平成19年という中で実績がございませんでした。概要としましては、加入料、工事費合わせまして約一万二、三千円ほどかかる予定ですが、当時、市のほうから1万円を負担していただく、あわせましてサラダトークのほうから2,000円を補助していただくということで制度ができておりました。その中で平成17年、平成18年、平成19年と利用実績がない、申請実績がないということで、この制度は平成20年に廃止となっております。現在に至っておりますのでよろしくお願いいたします。

**委員長** これも経過について確認をしたということで。

**金田興一委員** ちょっと一言だけ質問させてもらっていいですか。この数字を出していただいて、これでわかるんですが、要は私の言いたかったのはね、進行管理、課長の答弁は職員が頑張った証拠だという答弁があったけども、全然違うでしょう。だからこういうものをきちんとやってないと、きのうも言ったように思わぬあれが出てくるということで、やはりもうちょっとこららのところは真剣な答弁をしてもらいたい、これだけははっきり言っておきます。

**委員長** 要望ですね。

**金田興一委員** はい。

**委員長** では、そういうことで一般会計の決算について、平成22年度のね、きのうの時点で歳入全般についての説明を受けております。それに対する質疑をこれから行います。委員の皆さんから質問がありましたらお願いいたします。

**五味東條委員** 歳入全般だね。

**委員長** そう、歳入全般です。

**五味東條委員** いや、これをちょっと聞きたいんだけど、どうしてこう檜川は電気使用量がこんなに多いんだいね。話は変わるけど。

**委員長** 今の資料のことについて。

**五味東條委員** そうそう、資料のことについて。

**委員長** それはまた後でやってください。もう次へ進んでおりますんでね。

**五味東條委員** そうですか。はい。

**委員長** 歳入全般、いかがですか。

**柴田博委員** 23ページの保育料のところですけども、保育料と長時間保育の負担金との収納率が若干ですけど違うわけですけど、これは長時間保育をされてる世帯は別々に払うようになっているのか、それとも一緒に払っているのか、違って来る理由ってのは何かあるわけですか。ここでは聞いてもわからない。

**会計課長** 以前子ども課にありましたので、定期的に長時間保育を申し込まれている御家庭につきましては、保育料と一緒にですけども、急に必要になって申し込みをされた方については別の納付書を発行して、保育費とは別に収めていただいておりますので、それで通常の保育料ととらえる時と、それと別に出てる時があるものですから、それで数字が違って来る。通常の保育料ですと納付書で納めてもらったり、口座で引き落とししたりとかっていう個々との契約になっていくか、話の中で納付をしていただいておりますけれども、緊急長時間になりますと、その時利用した分だけを請求するような形になるものですから、それがきちんと納められたり、納められなかったりとか、そういうそれぞれの個々の状況によって違って来るということです。

**柴田博委員** 違うことで、今度は25ページの真ん中あたりの地域振興バス使用料というのがありますけれども、これはほかの資料をちょっと見ると、これは大新東の分のようなんですけども、アルピコのほうの分については、こういう形で数字ではどこかで利用料というのは出てこないんでしょうか。利用された料金収入と委託料との差額が、支出のほうには多分出てると思うんですけど、収入のほうは決算書の中にはどこにも出て来ないんでしょうか。

**会計課長** 済みません、都市づくり課のほうへ確認をして、後ほど答弁させていただいてよろしいでしょうか。

**柴田博委員** はい。

**委員長** 後で。では、お願いします。

**柴田博委員** それからもう1件、21ページの交通安全対策特別交付金で、ここの説明で案分の条件の中に交通事故発生件数ってあるんですけど、これは交通事故が少ない方が多くなるっていう、そういう解釈ですか。

**財政課長** 交通安全対策特別交付金につきましては、交通事故反則金の3分の1が市町村に交付されます。その件数、ここに書いてあるのはですね、交通事故発生場所の件数、これが交付されるうちの4分の2が占めております。残りの4分の1が人口集中地区人口、それと残りの4分の1が改良道路の延長、これによって案分されて出てまいりますので、今の御質問の発生件数というのは発生場所の件数ですので、これが多ければその分多くなります。

**柴田博委員** 多ければ多くなる。

**財政課長** そうです。発生場所の件数が。

**柴田博委員** とりあえずいいです。

**委員長** いいですか。ほかにいかがですか。

**副委員長** ちょっと直接収入の関係とは違うわけですけども、この日、きょうテレビカメラがあれなんです、行政チャンネルが9月29日からスタートするということですけども、何かチューナーがないと見れない

ということで、何かテレ松との契約が1万2,000だか契約者戸数あるようだけど、チューナーをつけたのが四千何件とかっていうようなことで、せっかく行政チャンネルが始まって、あまり大勢の方から見ていただけないような状態になっちゃうんじゃないかと思うんですが、どうも私もついちゃいないと思うんで、きょう電話したら何かお金もかかって取り付け料五千幾らかかるって言ったが、使用料はかからないが、取り付け料は五千幾らかかるっていうようなこと、ちょっと子供に電話させたら言っていたようだったけど、その辺のところをちょっと。それと、もうちょっとPRしてもらいたいと思うんですけどね、市民に、そうじゃないと知らないでいるんじゃないかと思うんですが、ちょっとその辺の考え方。

**秘書広報課長** まず先ほどのPRの関係でございますが、広報しおじりのほうの特集を組んだ中でも、テレビ松本の加入とチューナーがないと見れないということで、その辺もPRしてございますし、今度は各支所にですね、テレビとチューナーを入れたものを配置いたしまして、放映することによって支所に訪れた皆さんにPRしていきたいというふうに今考えてやっております。先ほど委員さんおっしゃられたようにですね、チューナーを入れるためには、1台目は無料だそうです。2台目以降が525円かかると、月でございますが、いうふうに聞いております。設置費用につきましては、ちょっと設置費用のことまで書いていませんが、工事をお願いするに当たっては幾らかかるかと思えますけれども、少し前に無料でですね、やっていただくキャンペーン中がございましたが、その時につけていただければ無料でつけていただけたかと思うんですけども、そんなところでございます。

**副委員長** ちょっと確認しっかり、設置料。

**金田興一委員** 設置料はいらねえだ。機器が四千幾らかかるだ。あとは設置料はただだ。それで月々525円かかる。

**副委員長** さっきは無料だっていう説明だった。

**金田興一委員** 1台目はね。

**委員長** ちょっとはっきり、正確に。

**秘書広報課長** まずテレビ松本さんに加入していられることが大前提なんですけども、加入するには加入金等かかります。今いただいている資料では7万1,400円っていうようなことで、高額なんですけどもかかるものでございます。テレビ松本さんだけに加入していても、行政チャンネルは見ることができなくてですね、チューナーというものをつける必要がございます。このチューナーをつけるに当たりましては、基本料金2,520円でございますが、まずチューナー1台つければチューナー代は無料でございますけれども、2台目以降は、プラス1台525円が必要だということでございます。設置にかかる金額はですね、ちょっと今資料がございませんので、テレ松さんに確認して御報告したいと思うんですけど、申しわけございません。

**委員長** いいですか。テレ松さんっていうか、行政チャンネルを導入することは、歳入とはどういう関係がある。ないよね。何かプラスになることがあるわけじゃないよね。関係ないよね。プラスになることがあったらまた教えてください。ほかに、歳入に係る質問ですからね、よろしくをお願いします。

**柴田博委員** 51ページの真ん中あたりのウイングロード貸付料というので、710万円ほどあるんですけども、その説明をもう少し詳しくをお願いします。

**委員長** だれ、だれですか。51ページのウイングロード貸付料です。

**柴田博委員** テナントからの何ていうの、賃貸料は、振興公社が多分取ってるんだと思うんですけども、振興公社に貸し付けている市の分っていう、そういう意味。

**副市長** 振興公社の理事でございますので、私のほうから説明します。今、柴田委員がおっしゃるとおりで、振興公社に市の建物でございますので、市の建物を振興公社が借りて、振興公社がテナントを入れて運営をしているという形態を今のところとっております、この1、2階はですね。したがって、市へ振興公社から貸付料を、家賃をお支払いすると、こういうことでございます。

**柴田博委員** それは場所にかかわらずみんな、広さ当たりの単価とかみんな一緒に取ってるわけですか。

**副市長** はい。

**委員長** 相場はいいんですか。相場と比較してどうだっているのはわかりますか。

**副市長** 取得価格の6%を基準としていただいているということです。

**委員長** それでは、相当安い。

**副市長** ですから、取得価格ですから相当安いということになります。

**委員長** 取得価格は安いからね。

**財政課長** この貸付料につきましては、大体が固定資産評価額の6%を貸し付けの場合は基本にしております。今回のこのウイングロードの貸し付けに当たってはですね、取得した9,800万円、それから修繕料等合せて約1億8,000万円程度かかっているわけですが、1億7,680万円という試算でございます。それに対して6%が、一応年の計算になります。これの12分の9カ月という形で710万5,000円という数字が出たというふうに。予算の段階で聞いている話ですので、決算額では数字が、日にち計算が少しありますので変わってまいります。基本的にはそんな考えでございます。

**委員長** いいですね。ほかにありますか。

**丸山寿子委員** 65ページの2節の民生費雑入のところ太陽光発電売電料とありますけど、これは保健福祉センターの上に設置されている太陽光のことだと思いますが、その前の63ページのところにも太陽光発電売電料とありますが、これはどこの部分のことを言っていて、どこが管理しているものなのかお聞かせください。

**委員長** 答弁を求めます。65ページの太陽光発電売電料47万112円ってやつだね。それと63ページにある1万3,872円ってやつね。

**地域づくり課長** 東支所に取りつけてございまして、そこでも売電料として収入がございます。

**丸山寿子委員** 予算では例えば70万円くらいの見込みで太陽光発電売電料とあってあって、ここで東支所はともかくとして、それが65ページのほうの保健センターのほうの見込みなのかなというふうにちょっと思っていたんですけど、電気料の見込みは、電気の価格だとか、それから太陽の出方とか、いろいろ影響してくると思うんですけど、この予算は70万円であったことと照合して、その辺でどういうふうに見込んで予算になっているのか、ちょっとその辺お聞かせいただきたいんですけど。

**委員長** では、予算との対比でどうかということを含めてお願いします。

**財政課長** 予算の70万円はですね、日の出保育園と吉田ひまわり保育園と高出保育園、あと大門児童館、これの分と、あと学校の7校分。学校の7校分が70万円か。ちょっと済みません、予算の額をちょっと確認してからお答えさせていただきます。

**委員長** 確認して後で。では、後でお願いします。

**牧野直樹委員** 収入でね、こっちへ質問しても担当がいなきゃわかんないわ。ちょっと議会改革委員会で、またちょっとやって、予算委員会か何か使ってやんなきゃだめだわ。返答を求めたって無理でしょ、こんな。

**委員長** それはそうだけど、今の制度の中でできる限りやってかなきゃいけないんだって。

**牧野直樹委員** だから異議なし。

**委員長** まだ聞いてない。でも、まだあるようなんで、ちょっと作業中なものでありますから。でもね、ちょっといいですか、歳入ってのはものすごく重要で、いつも副市長もね、総務部長もおっしゃっているように、入るをはかりて出るを制するっていう世界だから、だからどれだけ入ってくるだろうっていう予測を立てるってことは大変重要なことですよね。それが例えば今、体育館を建てるっていうような話があると、本当にやっていいのかっていうようなことは、市民にも聞いてやりたいっていう話になる一番の理由っていうのは、やはり財政的な見通しから来ていると思うんで、そういう意味でね、今、市民から塩尻市の財政は大丈夫なのって、例えば新しい体育館を何十億円かわかんないけど建てて大丈夫なのって聞かれた時に、議員としてもどう答えるかっていうのは、難しい課題だと思うんですよ。財政課長、忙しいところだと思うけども、そういうふうにもし聞かれたら財政を預かっている責任者っていうか、課長としてどう答えるか。聞いていますか、財政課長。

**財政課長** これを調べてて。

**委員長** 新しい体育館を建てるのかという時にね、市民の皆さんが、塩尻の財政が大丈夫なら建てておくれやとかね、そんなものを建てて丈夫かかって聞かれた時に、財政課長としては何と答えますか。

**議会事務局長** 委員長、済みません、ちょっと今委員会がですね、歳入の関係をやっているものですから飛び飛びになってるんで、ひとつまとめていただいて、その他でもってすべてそういうやつ、先ほどのテレ松の関係もそうですけども、そういうことでもって整理をして委員会を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます

**委員長** という話だけれども、今は歳入にかかわる話ですから、課長、もし今の時点で答えられたら、答えられることを答えてください。また後で、しっかり調べてから答えることがあったら、やっていただいて結構です。どうぞ。

**財政課長** アンケートの財源等の関係が、全員協議会のほうにも資料としてお示しをされていると思います。回答としてはそのとおりという形になりますので、建設にかかる費用がこれだけかかって、それに対する、要は起債を、国庫財源を使った残りの一般財源がこのくらいでできるという形でございまして、その建設費用が、例えば一般財源が約2億円とすればですね、それは今の財政から考える中で出ない話ではないということで、あのアンケートが出てくるということで御理解いただきたい。

**委員長** ありがとうございます。

**総務部長** 今、言われた体育館問題につきましてはね、ここ二、三年の話ではないと思っています。塩尻市将来を見据えた中での財政計画っていうのは、当然立てなきゃいけないっていうふうに思っていますので、先ほど委員長が言われた入るをはかりて出るを制するの話ですけども、本来的には今現在で、歳入で歳出を賄うというのが基本だというふうに思っています。当然、箱物を建てるっていうのは、建てることは可能ですけれども、当然のことながらそれに維持管理費が伴ってまいるということでございますので、そういう観点で財政運営はして

いきたいと思ひますし、今後もしていくと。それが健全財政を維持する源だというふうに思っていますので。財政担当はそういう気持ちでやっていますので、ぜひお願いします。

**委員長** 基本中の基本ですから、わきまえてやっていただいているということで理解はできます。ほかに。課長、答弁。

**財政課長** 平成22年度の予算のほうで確認いたしましたところ、70万円につきまは教育費に載っておりますので、先ほど私がお答えしかけた学校分でございます。民生費の関係で載っております太陽光発電につきまは、先ほど申し上げました保育園と児童館の分でございます。

**丸山寿子委員** 済みません、私もちょっと訂正しようと思って見たら教育費だったなというふう思ったんですけど、太陽光とかも今後どんなふう効果的なのかとかやはり知りたいので、後でいいんですが、例えばそれぞれの教育関係とか福祉のほうの分類で載ってますけれど、どこに幾つあってというような表っていうんですかね、と比較して、やはり何か今後の見通しというか、見込みっていうか、ちょっと知りたいと思うんですが、そういうった。

**委員長** 資料ね。

**財政課長** 担当課のほうに依頼して表を作成いたしますので、少しお時間をいただきたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

**委員長** 担当別の縦割りじゃなくて、横串を刺して同じテーマでねってということですから、また調べていただいてお願ひいたします。市民環境部長、何かありますか。

**市民環境事業部長** うちのほうで一覧表をつくると思ひますので、後ほど。

**委員長** 後ほど。ではお願ひいたします。資料に基づいてね、検討するように。

ほかに、歳入に関する質問は、よろしいですか、以上で。課長、さっきのね。

**秘書広報課長** 先ほどの行政チャンネルの関係、ちょっと整理させていただいて御答弁申し上げます。まず、今現在の状況ですが、テレビ松本さんに新しく加入する場合がございますが、加入金と工事費を含めまして7万1,400円かかります。さらにデジタルチューナーをつけていただくためには、さらに5,250円かかる状態でございます。なお、今までテレビ松本さんに加入して、デジタルチューナーのみつけたい場合は5,250円で結構でございます。塩尻市の行政チャンネルが開局するということで現在、キャンペーンを10月31日まで行ってありまして、先ほど申し上げました新規加入の方は7万1,400円ではなくて2万1,000円、そしてデジタルチューナーをさらにつける場合は、無料でやっていただけることとなりますので、お願ひいたします。

なお、テレビ松本さんに既に参加して、デジタルチューナーのみつけたい場合も工事費は無料ということでキャンペーン中でございますので、もしまだ加入なさっていない皆さんがいらっしゃったら、ぜひお願ひをしたいと思います。なお、必要な月々の経費でございますが、ベーシックっていう、基本なところは基本料金2,520円、プラスチューナーが1台の場合は、プラス無料でございますが、2台目以降の場合は、1台につきプラス525円がかかってまいりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

**会計課長** 先ほどの振興バスの使用料で、他の収入分のことで、都市づくり課のほうから資料をいただいて来ましたので、お配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

**委員長** はい、どうぞ。お願いします。

**会計課長** お手元に地域振興バスの年度別利用人員数と委託料支払内訳ということで、資料が出ております。この決算書に載っております25ページの歳入表はですね、右の下の欄の平成22年度分の運賃収入になります。435万5,900円です。その上の段は松電分になりますけれども、松電さんにつきましては、運賃経費から運賃として入った分を差し引きまして、市が委託料としてお支払いをしております。下の欄は勝弦線になりますけれども、こちらについては歳入で受けて、歳出は歳出で出すってというような形になっておりますので、よろしくお願いたします。

**柴田博委員** そうすると松電のほうは、決算書の中にはどこにも出てこないってことですね。

**会計課長** 支払いの段階で差し引きをして支払いをしますので、決算書には出てきておりません。

**委員長** ほかにありますか。歳入についての質疑です。なければ以上をもって歳入についての質疑とともに、平成22年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を全部終了いたしますが、よろしいですか。

それでは、第1号議案平成22年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、原案のとおり認定することに決めます。

**税務課長** 一般会計に関連いたしまして、昨日、務台委員さんの質問に関連いたしまして、しっかり検証させていただくというふうにお答えした件について、御報告申し上げたいと思いますがよろしいでしょうか。

**委員長** どうぞ。

**税務課長** 吉田の広丘吉田地籍にございます宗教法人の関係でございます。具体的に言えば、宗教法人建部社でございますが、土地について4筆の筆を所有しております、うち3筆が境内地、1筆が田川沿いにある山林ということで、面積が1万6,600平方メートル余ございますが、4筆、いずれも所有は宗教法人建部社でございます。以上です。

**委員長** それはもう事実確認、確認済みですね。ということでございます。OKです。

ほかにありますか、なければ次に進みます。

#### 議案第2号 平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

**委員長** 議案第2号を議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** 決算書の329ページをよろしくお願いたします。329ページになります。よろしいでしょうか。国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。決算説明資料では72ページから掲載してあります。歳入歳出差引残額4,914万851円を次年度会計に繰り越すものでありますが、先の3月市議会では、平成22年度会計において1億8,000万円の赤字が見込まれ、一般会計へ繰入金金の補正予算をお願い申し上げたところでありますが、見込みを上回る歳入増により、最終的に5,000万円弱の黒字決算となったものであります。なお、この額を平成23年度会計に繰り越しいたしますが、第20号議案の補正予算におきまして、補正額とほぼ同額に等しい国庫負担金等の償還を見込んでおりますので、実質繰り越しできる額はゼロに等しいものとなっております。

それでは歳出から御説明を申し上げます。350、351ページをお願いいたします。350、351ページです。よろしいでしょうか。国民健康保険事業はかねてより複雑でわかりにくいというような御意見をちょうだいしておりますので、用語の解説を含めましてできるだけかみ砕いて御説明を申し上げます。なお、ページ数が多くございますので、内容も多岐にわたっておりということで、ポイントを絞りながら説明させていただきます。351ページ、歳出1款総務費、最初の国保事務諸経費、最初の嘱託員報酬3人分のうち2人分を医療事務の有資格者を雇用し、レセプトの点検業務を行っておりますが、歯科分、歯のレセプトが複雑なため、黒ボツの下から5番目のレセプト点検業務委託料の中で歯科レセプトの点検業務を国保連合会に委託しているものでございます。

その下の白丸の連合会負担金の一番下、国保連合会システム改修負担金は、長野県国保連合会のシステムを全国の最新システムに移行するための改修負担金であります。負担金の全額を国の特別調整交付金で受けております。

次のページをお願いいたします。353ページ上段の賦課徴収事務諸経費の最初の嘱託員報酬1人分、これは嘱託徴収員として雇用し、収納課に配属しているものでございます。

次のページをお願いいたします。355ページをごらんいただきますと、一般被保険者と退職被保険者にそれぞれ科目が分かれております。これは一般被保険者の給付では、国と県から約50%の負担を受けますが、退職者の給付費に当たりましては、国保税等の歳入を除いて支払基金から被用者保険側の拠出金を財源に10分の10の交付を受けることから、一般と退職に明確に区分けし経理を行っているものであります。このことから退職の給付費におきましても、国保財政に影響がほとんど及びませんので、影響が及びます一般被保険者にかかわります給付費につきまして御説明を申し上げます。最初の一般被保険者療養給付費につきましては、入院、外来、調剤などにかかわります窓口負担を除いた保険者分、10割負担の中で3割ですと保険者は7割ですので、その7割をこの科目から払っております。平成22年度の診療報酬改定により10年ぶりのプラス会計の影響などを受けまして、前年対比7.9%、約2億4,000万円の増となっておりますが、特に入院医療費が増化しておりますところでございます。

中ほどの一般被保険者療養費につきましては、柔道整復師は整骨院での治療、その他の療養費につきましては、コルセットや針、あんま、マッサージなどの自己負担分を除いた保険者負担分ではありますが、全体では前年対比22.7%、約870万円の増となり、近年、柔道整復師、整骨院での治療の伸び率が高い状況でございます。

一番下の一般被保険者高額療養費につきましては、世帯の所得に応じて1カ月あたりの限度額を超えた分を高額療養費として対象世帯に支給するものでありますが、前年対比16.5%、約6,000万円ほどの増となっております。

次のページをお願いいたします。357ページ、2段目の一般被保険者高額医療・高額介護合算療養費につきましては、国保加入世帯内の医療費と介護サービス費の年間の自己負担額を合計し、世帯の所得に応じて定められた一定の限度額を超えた分を償還するものでありますが、対象世帯には個別に御案内申し上げ、もれなく申請をいただいているところでありますが、高額療養費支給後の自己負担額で計算されることから対象となる世帯が少ない状況にあります。

一番下の出産育児一時金をごらんいただきますと、39万円と42万円の支給額に分かれております。42万

円は産科医療補償制度の対象となる妊娠22週以上、22週以上の出産から、39万円は22週未満、12週以上、死産でも支給対象となるものでありますが、全体件数では前年対比、プラス19件と増加しております。

次のページをお願いいたします。359ページの真ん中の後期高齢者支援金は支払基金、正式名称を申し上げますと社会保険診療報酬支払基金に納付するものでありますが、後期高齢者の医療費に対しまして約40%分を、ゼロ歳から74歳の加入者皆さんの保険税により支援するものであります。これは、全国単価を掛けまして加入者数に応じまして基金に払っておるものでございます。

一番下の前期高齢者納付金は、歳入の中で御説明を申し上げます。

次のページをお願いいたします。361ページ中ほど、上から2番目の老人保健医療費拠出金は、旧老人保険制度、平成20年4月に後期高齢者医療制度が始まりまして、その前の制度の平成20年3月診療に対しまして概算拠出金の最終の精算となります。この拠出金は事務費を除きまして平成22年度をもって終了するものでございます。

一番下の介護納付金につきましては、介護サービス費の約30%分を第2号介護被保険者の40歳から64歳までの加入者の皆さんの保険税により支払基金に納付するものでございます。これも全国単価に掛けまして加入者数に応じて納めております。

次のページをお願いいたします。363ページ上段の高額医療費拠出金は、高額医療に対する共同事業として国保連合会が事業主体となり県下各保険者が拠出金を出し合い、その拠出金を財源に都道府県単位で財政調整を行う相互扶助の制度です。1つ目の高額医療費拠出金は、1件80万円を超える医療費に対し、その下の保険財政共同安定化事業拠出金は1件30万円から80万円までの医療費を対象に拠出するものであります。

次の事業につきましては、健康づくり課長から申し上げます。

**健康づくり課長** 中ほどの白丸、特定健康診査等事業諸経費でございます。この関係につきましては、健康づくり課のほうで担当しておりますので、私のほうから説明を申し上げます。特定健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成20年度から特定健診、特定保健指導を実施いたしまして、生活習慣病等の予防に資するものということで事業を実施しております。平成20年度から平成24年度までの5年間を第1期といたしまして実施計画を策定しております。昨年度につきましては、ちょうど中間年に当たるわけですが、対象年齢40歳から47歳に加えまして、市独自で30歳から39歳までも対象といたしまして、国保加入者に国保特定健診を実施している状況でございます。内容的には、下から2つ目の黒ポツ、特定健康審査委託料、これにつきましては、集団検診は長野県健康づくり事業団、それから個別検診につきましては、医師会に委託しておりますものでございますし、その下の特定健康診査等データ管理委託料、これにつきましては、国保連合会に委託しているものでございます。私からは以上です。

**市民課長** 続きまして、お願いいたします。その下の健康増進事業諸経費、上から3つ目の黒ポツ、エイズ予防教室講師謝礼につきましては、健康づくり課の事業として市内小中学校において性教育の一環として実施しているものでございます。

次のページをお願いいたします。365ページ中ほどの人間ドック等補助金は、35歳以上の加入者皆さんを対象に補助を行うものでありますが、全体件数が前年対比プラス65件と毎年増加しております。

その下の高額療養費貸付金は、外来診療を中心に高額療養費の範囲内で貸し付けを行うものでありますが、本人からの委任により、当該貸付額を医療機関に直接振り込むことで窓口負担の軽減を図っております。平成22年度におきまして特徴的なものがございますので申し上げます。新たに在宅でがん治療を開始された方が12人いらっしゃいます。松本医療圏内の一つの病院の治療方針の変更だと思っておりますけれども、新たに外来で薬剤を使いまして治療を開始された方が12人いらっしゃるということで、前年対比で件数、金額とも増加している状況でございます。

ページを飛ばしていただきまして、368、369ページをお願いします。よろしいでしょうか。369ページの国民健康保険槽川診療所事業特別会計繰出金は、診療所の運営費等に対する補助として国の特別調整交付金の交付を受け、その全額を診療所会計に繰り出しを行っているものでございます。

続きまして歳入の御説明を申し上げますので、ページをずっと戻していただきまして、334、335、335ページまでページを戻してください。335ページまでをお願いします。335ページです、よろしいでしょうか。335ページ、歳入1款国民健康保険税につきましては、335ページの最上段、最も上の調定額の横の収入済額をごらんください。現年度分と滞納繰越分を合わせた総額として13億6,549万円余の収入済額となっておりますが、平成20年秋のリーマンショックの影響によりまして課税所得の落ち込みなどから、前年対比6.9%、約1億円の減と大きな減収となっております。その右端の備考欄の収納率をごらんいただきますと、現年度分、滞納繰越分と、いずれも前年度収納率から向上しておりますが、左の横の収納未済額をごらんいただきますと、収入未済額は5億7,000万円近くになっておりますので、引き続き収納課と連携を図りながら努力をさせていただきたいと考えておるところでございます。

次のページをお願いいたします。337ページ中ほど下の3款国庫支出金の最初の療養給付費負担金は、一般被保険者の医療給付費に対する定率34%の国庫負担分となります。

その下の下段の高額医療費共同事業負担金は、1件80万円を超える医療費に対する拠出金について、国4分の1のほか、後のページにございますけれども、県4分の1の負担を受けているものでございます。

次のページをお願いいたします。339ページ中ほどの2項国庫補助金の普通調整交付金につきましては、一般被保険者の医療給付費や後期高齢者支援金などに対しまして7%の補助基準率で補助を受けるものでありますが、各保険者の保険財政状況に応じまして大きな加算、減算が加えられるものでありまして、なかなか予算を立てましても見込みが難しいものでございます。その下の特別調整交付金の特別事情につきましては、各保険者の保険事業に対する努力姿勢などの評価を含めて交付されております。幾つもございますけれども、少し抜粋しまして説明させていただきます。下から3つ目の臓器提供意思表示の記載費用補助につきましては、昨年10月1日の保険証一斉更新にあわせて、保険証裏面に初めて臓器提供の意思表示欄を設けた経費の一部に対し交付されております。また、その下の非自発的失業者の保険税軽減措置補助につきましては、リストラなどにより解雇され、65歳未満の雇用保険の対象者の方々につきましては、前年給与を100分の30として算定いたします。平成22年から始まった制度でございますけれども、その軽減保険税に対しまして、一定の補助率により国から補助を受けたものでございます。

次のページをお願いいたします。341ページ上段の退職被保険者等療養給付費交付金につきましては、先ほどの歳出で触れましたが、退職者の医療給付費や後期高齢者支援金などに対しまして、国保税などの収入を除

いた10分10が交付されるものであります。その下の前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の加入率が被用者保険と比べ著しく高いことから、平成20年度から被用者保険側の拠出金を財源に財政調整が行われております。この金額をごらんいただきますと12億円でございますので、市町村国保にとりまして大変大きな収入となっております。

次のページをお願いいたします。343ページ上段の県補助金の普通調整交付金につきましては、一般被保険者にかかわります医療給付費や後期高齢者支援金などに対しまして、定率、国では基準額で言ってますけども、これは定率で必ずおきます。定率6%の補助を受けたものであります。特別調整交付金の一番下の非自発的失業者、先ほどの国の補助金でも申し上げましたけれども、これは本市では条例減免により国の補助対象とならない雇用保険の適用外となる65歳以上で、支給をされた方の保険税の軽減措置を独自に設けておりますので、その軽減保険税に対しまして、県の補助を受けたものであります。国の基準では、国の調整交付金に該当になりますけども、該当になりません分を県の補助金で一部補てんをいただいている分ということでございます。

中ほど下の高額医療費共同事業交付金は、交付金及び保険財政共同安定化事業交付金につきましては、歳出の共同事業拠出金の対象となる医療費の発生に対し、100分の50の補助率により国保連合会から交付を受けたものであります。

その下の8款1項1目の一般会計繰入金につきましては、法に基づく保険税軽減相当額などを一般会計から繰入を行っているものであります。

ページを飛ばしていただきまして、346、347ページです。347ページお願いいたします。347ページ一番下のほう、下段の雑入の第三者納付金につきましては、交通事故により発生した医療費に対しまして、加害者である第三者からその医療費を納付いただくものでありますが、その事務を国保連合会に委託し、過失割合に応じまして相手側の自賠責保険などから第三者納付金として納付いただくものであります。以上であります。よろしく願いいたします。

**委員長** 平成22年度国保会計特別会計歳入歳出について説明を受けました。委員の皆さんから質問がありましたらお出しく下さい。

**丸山寿子委員** 357ページの中ほどの高額医療・高額介護合算療養費というところで、先ほどこの前のページに出てきます高額療養費のところでは先に対応してってということなので、対象となる世帯が少ないという説明だったんですけど、これ、具体的に言うと1件とありますけれど、もう少し詳しくこの辺、ちょっとわからないので説明をお願いします。

**市民課長** 具体的に説明申し上げます。まず、高額医療費についてちょっと御説明させていただきますけれども、70歳未満の高額医療費につきましては、1カ月1医療機関、2万1,000円を超えないと高額の該当になってきません。ですから細かく、例えば10万円のこういう医療費がありましても、1医療機関1カ月2万1,000円を超えないと合算になりませんので、まず高額療養費というものがなかなか該当がないと。それで今回平成20年にできました医療と介護サービス費の自己負担額が軽減されるということで、年間の上限額、申し上げますと、70歳未満の一般世帯で年間67万円です。その世帯の中で医療と介護、1医療以上あれば合算になりますので、介護サービス費と医療費を合算しまして67万円になりますけれども、それは高額療養費、支給までやりますので、先ほど申したとおり該当が少ないということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

よろしいでしょうか。

**委員長** ほかに。

**金田興一委員** 363ページの特定健診の関係ですが、現在、受診率はどのくらいになっておりますか。

**健康づくり課長** 平成22年度、昨年度の直近のものにつきましては、現在まだ数字は確定しておりませんが、後ほど担当の係長のほうから申し上げますけれども、とりあえず一昨年度、平成21年度につきましては、39.1%、それから、その前の平成20年度につきましては30.7%でありました。昨年度の状況につきましては、担当の係長のほうから御説明申し上げます。

**生活習慣病予防係長** この9月31日で会計報告がまとめられまして、暫定の数字ですけれども39.3%という、平成22年度は39.3%が今のところ暫定の数値になっております。

**金田興一委員** ここでもペナルティーがあったよね、何十パーセントとかってというのは、保険料の。

**健康づくり課長** これはですね、一応、先ほど簡単に御説明申し上げましたけれども、平成24年度までが第1期ということで5年計画であります。それ終了時点でとりあえず目標値が65%という設定になっておりまして、これに対するペナルティーというものがこの事業を導入される際に想定されたんですけれども、その後、いろいろと状況が変わっておりまして、平成24年度の時点でどうなるかっていうのは、今のところちょっと不透明な状況になっております。以上です。

**金田興一委員** 私、実は去年もこういう質問をして、確かドクターのほうに働きかけるっていうような話があったと思うんですが、きのうでもクレアチニンの話も出たんですが、いわゆる検診内容が、診察、問診、身体計測、血圧測定、検尿、それでドクターが一番問題視しているのは、血液検査のところであれば、これやっても全然書いてないんで、もう十分だからいいよって言われるんですよ、実は、私も定期的に毎年血液検査をやってるもんですから、ことしも実は持って行ったら、前回、これいいよって言って返してくれた。一回も確かね、そんなこと言わないでってやったんだけど、去年もことしもやって、この検査で十分だからっていうことでやってるんですが、血液検査が、多分そういうことおわかりだと思うんですが、何が不足してるのかと思って自分のやつ持って来てみて、あれなんだけど、どういうところが、いわゆる肝臓、腎臓、糖尿の関係だよね、主に、いわゆる成人病の。ドクターが血液検査、この内容はだめだっていうのは聞いても言わんし、わからんのだけでも何かおわかりになります。

**委員長** わかりますか。わかる人が答えて。

**健康づくり課長** 担当の係長から。

**生活習慣病予防係長** ことし、医療機関のほう、全部回していただいているお電話で話したりして、先生の話をお聞きしました結果、やはり貧血検査を入れたほうがいいんじゃないかと。

**金田興一委員** 何。

**生活習慣病予防係長** 貧血。

**金田興一委員** 貧血ね。

**生活習慣病予防係長** 特に高齢者ですけれども、入れたほうがいいんじゃないかっていう意見もありましたし、必要ないっていう先生もいましたし、ちょっとまとまった意見にはなっていませんが、いずれにしろ平成25年の計画の見直しの時に、その項目も含めて検討していきたいと思っておりますので、先生たち、いろいろ御意見もあり

ましたけれども、それを参考にして考えていきたいと思っています。

**委員長** 見直しは平成25年。

**副委員長** 平成24年。

**委員長** 平成24年ね。

**金田興一委員** これは専門的なことなので、貧血、赤血球だ、何だのかんだ、あるいはほかの、確かにドクターによっていろんな見方が違うのは、例えば糖尿だけでもかつては血糖値を主に下げる。最近ではヘモグロビンA1cをうんと重視するドクターがほとんどだと思うんですが、違うと思うんですが、ここら医師会と相談しながら、やはりペナルティーが現在不明なようなんでいくらか安心してらるんですが、今のままだとなかなか受診率が上がらないと思うんだよね。徐々に徐々に上っては来てはいる感じはするんですが、せっかくやる特定健診なんで、何か素人でも納得できるような形でのあれがほしいなっていうのは、気持ちですが、それ以上はもしあったら。

**市民環境事業部長** この間の本会議の中でもそういった御意見いただいたかと思うんですけど、この特定健康診査につきましてはスタートする時に、国のほうである程度基準の項目を出してきました。それをもとに地元の医師会と相談をする中で、それではこのままでいいのか、プラスするのかっていう相談をまずしております。そういった中で、きのうのクレアチニンもそうですし、ヘモグロビンA1cもそうですし、それから尿酸も、この3項目、腎臓の異常、それから糖尿病の異常を見るためには、これが必要だという医師会の総意の中で設定しております。今、ちょっと貧血検査の話が出てますけれども、最初はいずれにしても国の基準に基づいて医師会と決めたものです。いろんな御意見がありましたけれども1期はこれで行こうと。それで平成24年度が見直しですので、平成25年度に向けて、そこで結果を見て検討するということになっておりますので、いろんな先生方御意見がありますので、しっかりその辺をうちのほうも把握する中で、また医師会と相談をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**金田興一委員** その点、よくわかりました。それで、一つ、私、わからんのは、市の特定検診のあれを持って行くと、現実に定期的にやっているんですよ。そうするとこの中に全部クリアされているわけだよね。そうすると、これをもって特定健診が受診をしたというカウント的なものはできないんですか。

**健康づくり課長** 担当の係長のほうから。

**生活習慣病予防係長** 内容が、特定健診の内容を網羅していれば、カウントに入れられるんですけども、そのお医者さんで受けたものを持って来ていただくっていう強制的にはなっていないので、個別にお医者さんで受けるからって言われた方には、お願いして持って来てもらう場合もありますけれど、今のところお医者さんで受けたものをいただくシステムが、ちょっとできていないということです。カウントには入れられます。

**金田興一委員** 正直言って、私、なぜこんな質問をするかっていうと、ことしの特定健診をあなたは受けてないんで、受けてくださいっていうのがきをもらっているわけさ。それで、かかりつけのドクターのところに行って、そういうことをお願いしても今言ったような形で、いたちごっこやってるわけ。

**副市長** 二重にやってるってことだね。

**金田興一委員** そう。だから、ぜひ、そこら。だからそこらをどうなのかなっていう。

**健康づくり課長** そういうことで、基準を満たしているものにつきましては、カウントは当然できますので、

そこら辺を個別の医療機関とのやりとりが少し調整不足のところもあります。そこら辺はまた医療機関とも十分連携させていただきまして、いずれにしても受診率を上げるという目標値もありますので、そこら辺にも十分反映させていただいたり、生かしていただいたり、それからPRのほうにも引き続き努めてまいりたいというふうな考えています。

**金田興一委員** 結構です。

**委員長** ほかに。

**副委員長** ちょっと今の関連で、人間ドックの場合なんかは、コピーで出せばいいよっていうふうになっているはずだと思うんだけど。今のやつだってね、コピーが何かっていうか、結果を持って行きゃそれでいいようにしなきゃ、2回も同じようなことを繰り返しやらせたらって経費がかかるし、あまりその辺のところ、もっとちゃんと連携したほうがいいと思うんですが。

もう一つ、あれですか、国の基準があって、その項目を独自にふやした場合は、塩尻市の国保会計の中から別にお金は出さなきゃ、上からは全然補助はおりてこないっていう形になっちゃうわけかね。

**健康づくり課長** 今の件につきましては、そういうことです。独自に設定したものにつきましては、単独、単費の持ち出しっていうふうな形になります。それから人間ドックにつきましても当然のことながら、カウントの対象になってまいります。そこら辺のデータの把握が、ちょっとまだ終わってない部分がありますので、現在のところまだ受診率的に暫定だというふうな、そういう状況が、そこら辺、そういった点になりますので御理解いただきたいと思います。

**委員長** ほかに。

**生活習慣病予防係長** 今のことに追加してですけれども、個々で人間ドックを受けた方に関しては、窓口でデータをほとんどいただくようにしていますので、特定健診の報告の中に入れていただいております、人間ドックも。

**五味東條委員** だって給付金を出す時に、そっちがいるじゃん。

**副委員長** 1万5,000円だか。その時にコピーを持って行く。

**委員長** ほかにいかがですか。

**丸山寿子委員** 363ページ、一番下の健康増進事業諸経費の中のエイズ予防教室講師謝礼ですけれども、この講師は今どういう方をお願いしているのか、お願いします。

**健康づくり課長** 昨年度の実施状況で申し上げますと、大学の教授というところが半分くらい、それから助産師さんをお願いしたってところが約半分くらいずつあります。毎年各学校のほうにですね、このエイズ予防教室の開催につきましてお願いやら調整をとらせていただく中で、事前に講師等の希望もお伺いしておりますけれども。例えば大学の教授等、いい先生、結構遠くにもいらっしゃいますので、そういった先生を要望されるところも多いんですけども、基本的なエイズ予防教室というふうな中で、遠くからわざわざお越しいただいても旅費等もあるというふうなことの中で、できるだけ助産師さん等でお願ひしたいっていうふうな要望を上げてきておりますし、それから、例えば遠くから大学の教授を呼ぶような場合につきましては、学校で何校か一緒に開催してくれないかというふうなことで、そういった変な話ですけれども経費削減等に務めておりますけれども、そんなような状況でございます。

**丸山寿子委員** 大学の教授もいいと思いますけれど、今お話のように経費削減も含めてっていうお話で、私も子供が中学生の時に参観日を兼ねて親も一緒に聞くというような経験がありまして、市内の助産師さんで非常にいいお話をされて、わかりやすく、また命の大切さというようなことも含めた、非常に性教育としてもいい内容だったことを経験しています。あわせてですね、きのうちょっと質問した中に子宮頸がんの質問をさせていただいたんですけど、例えば、そういう病気の関連っていうか、そういった健康のことも含めてのお話っていうのは、こういう性教育のような機会とかでないと、なかなか普段急にはできにくいと思うんですけど、そういったこともあわせて話をさせていただくとか、そういったことは考えているかどうか、お聞かせいただきたいんですが。

**健康づくり課長** とりあえずエイズ予防教室というふうな形ではやってきてはおりますけれども、今、委員さん御指摘のとおりエイズ以外にもある程度の年代の方から性教育全般にっていうふうなことも、そういった教室等も重要かと思っておりますので、エイズ予防教室の中にエイズ以外のお話も当然やっていただくということは、可能だと思っておりますので、そこら辺はまた教室の内容等も工夫してまいりたいというふうに思っております。

**丸山寿子委員** お願いします。

**委員長** いいですか。ほかに。

**務台昭委員** 339ページ、真ん中どころに非自発的失業者の保険税軽減措置補助と、これがあるんですが、非自発的失業者の実態っていうのは、現在どの程度で、今後どういう見通しを持っておいでなのか、その辺をお話しいただきたい。

**市民課長** 御質問をいただきました具体的な数につきまして申し上げます。今、339ページ、国の対象となります65歳未満の雇用保険の対象者ということで、平成22年度457世帯の459人の状況でした。これは、平成20年秋のリーマンショック以降の景気が急激に下がったっていうことで、解雇された方の緊急措置としてできたものでございます。ただいま窓口でも徐々に今軽減の方おりますけれども、今のところ景気がある程度上向いているのかなということで、減少であまりふえていない状況でございます。以上です。

**務台昭委員** 大体その様子がわかったんですが、今、高齢者というのが圧倒的に多かったわけですが、今後はますますね、そういう社会が到来するんですけど、それに向けてやはり、大いに補助金をね、助成をしてほしいなと、そういう願いがあるんですが、その点についてのお考えをちょっとお聞きしたい。

**市民課長** 国の考え方を含めまして申し上げます。今、国では、今後、委員おっしゃられましたとおり、これからどんどん進んで行く。特に団塊の世代の75歳以上が、ここもう2025年には倍近くなるということで、かなり行きますので、今の制度改正ということで、国では平成25年3月から新しい制度に移行するっていうことを言っておりますけども、1年先送りになってきます。そうしますとやはり75歳以上に関しましても、国保の加入者の高齢化率はどんどん進んで来ますし、高齢化に伴いまして受療の回数もふえてきますので、国保財政はかなり今厳しい状況ですので、委員さんおっしゃられるとおり、私どもも新たな制度の中で国の助成はしっかりいただくということと、今のところは、平成31年に市町村国保がすべて都道府県化になるっていう構想がございますので、いち早くいただくような形で望んでおります。今のところ本当に厳しい状況ですので、国のそういう補助金を望んでおる状況です。以上です。

**務台昭委員** ありがとうございました。わかりました。

**委員長** ほかに。

**柴田博委員** 353ページが一番上の賦課徴収事務諸経費の中の嘱託員についてですけれども、収納課に配属されるってことなんですけど、具体的にどんなことをやっていたらいいんですか。

**収納課長** 徴収事務に関しましては徴収員という職員で、私どものほうの課に所属しております。その職員につきましては、勤務時間については午前10時半から夜の午後7時半までという、時間をずらした勤務体系でございまして、それぞれ専用の公用車を配置しまして、滞納世帯を近況回付という形ですね、1軒1軒回りながら徴収の催告をして回ってるということです。ひと月に3人で1,000軒の世帯を回る、世帯というか件数を回るような形で対応している状況でございます。以上です。

**柴田博委員** それはこの1人の方について国保だけをやるということなんです。それとも市税とかも含めた、今、3人ってお話でしたけども、人件費はこっちから出てるけども、やることはみんな一緒にやってるっていう、そういうことですか。

**収納課長** 3人ですね、塩尻市の場合については徴収員、その職員しかおりませんので、税全般含めて対応させていただいている状況であります。

**柴田博委員** そういうぐあいであれば、ここで1人分持つ必要っていうのは、あるんですかね。全般の中でそういう経費を負担してくるってこともできるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどうです。

**収納課長** 先ほどもお話ししましたように会計ごとにですね、職員がいて。例なんですけども松本市の場合ですと、国保専用の収納部署がありまして、税は税の部署がありまして、それぞれ滞納処理も含めて競っているというようなところもあります。ただ塩尻の場合は収納課ということで事務分掌の中で、国保会計も含めてという徴収の対応をさせていただいておりますので、経費的なものは、それぞれのところに1人として案分をさせていただいてお願いしていますけども、市全体としての税として、すべての税をそれぞれ徴収、1人で全部の税を徴収させていただいているという形態でございます。

**柴田博委員** いいです。

**金田興一委員** 今の関連ですが、税全般っていうことで、ほかのこっちの徴収員と同じにやっておられるということですよ。そうすると今の賃金が二百七十何万円になって、税務のほうは249万円あるかと思うんですが、やはり職務の内容が違うということで、あれなんですか。

**収納課長** 税につきましては、ページで言いますと、115ページの徴税費の中の嘱託員3人の中に徴収員が含まれている状況であります。実際に嘱託員の中でも現場のほうの徴収員っていう形の職員もおりますが、内勤としてですね、徴収事務、内勤だけを担当している職員も別におります。そういった関係で、予算のほうは割り引かせていただいている状況でございます。

**委員長** ほかにありますか。

**副委員長** 341ページの、上のほうの退職被保険者等療養給付費交付金っていうのは、10分の10っていうのは、これは退職されて国保へ入っている人たちの給付金が、これはあれですか、社会保険のほうから来るということで、これは国から、どういう形で来ている。

**市民課長** 退職被保険者につきまして説明を申し上げますけども、厚生年金、サラリーマンOBですので、40歳以降で20年以上ある方が対象になってきます。これはなぜこういう制度ができたかって言いますと、退職者のOBがどんどんどんどん市町村国保に流れてきますので、その母体のほうの被用者保険のほうも拠出金を出

しまして、支払基金がそれを財源にして交付をしていくというものです。ですので、今は本人が60歳から65歳ですので、この部分を被用者保険のOBの拠出金で支払基金で交付となつて、市町村国保に補てんするものがございます。よろしいでしょうか。

**副委員長** そうすると、それは65歳まで。例えば、私であればJR共済へ入って、それでそこから拠出金に来て、全部それをカウントされていて、そこから拠出金が10分の10来るということで、何歳になったら。

**市民課長** 平成20年の大きな制度改正がございまして、先ほど申し上げました前期高齢者の財政調整制度が65歳以上の市町村が偏在をしているということで、これまで退職者の年齢が60歳から74歳でしたけれども、その前期高齢者制度ができたということで、対象年齢を60歳から65歳まで限定しておりますので、65歳以上になりますと一般に切りかわるわけでございます。以上です。

**委員長** ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** それでは、第2号議案ですが、平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは第2号については、原案のとおり認定することに決しました。

休憩をいたします。ちょっと休憩して説明を受けたいと思いますので、10分間、午前11時半まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

**委員長** それでは休憩を解いて再開いたします。次に進みます。

#### 議案第4号 平成22年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について

**委員長** 議案第4号平成22年度塩尻市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** 決算書の381ページをお願いします。よろしいでしょうか。老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。決算説明資料では81ページから掲載してございます。その特別会計は平成20年4月に導入されました後期高齢者医療制度の従前の制度であり、これまで医療給付費の過誤調整処理などを行ってまいりましたが、平成22年度をもって本特別会計を廃止することから、ごらんのとおり歳入歳出差引残額をゼロ円として、平成23年度以降は一般会計において処理するものがございます。本決算は、歳入に対します歳出での精算が伴っておりますので、わかりやすいよう歳入から御説明申し上げます。386、387ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。387ページの歳入1款支払基金交付金の審査支払手数料交付金過年度分111円につきましては、前年度の平成21年度会計におきまして支出いたしました審査支払手数料に対する10分の10の交付を受けたものがございます。

次のページをお願いいたします。388、389ページ、5款諸収入、最初の第三者納付金は平成19年診

療分の交通事故による給付に対しまして納付を受けたものでありますし、その下の返納金は平成20年3月診療分以前の過誤調整処理にかかわりませぬ返納を受けたものでございませぬ。一番下、前年度繰越金につきましては、前年度の諸収入及び医療給付費に対する支払基金交付金等の翌年度精算分として平成22年度会計において、精算、支出する額を前年度会計から繰り越しをしたものでございませぬ。

続きまして歳出をお願いいたします。390、391ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。391ページ、歳出償還金の老人医療給付費交付金精算返還金につきましては、歳入の前年度繰越金で申し上げましたけれども、前年度分の支払基金交付金等の精算にかかわる返還金でございませぬ。その下の老人医療給付費県費負担金精算返還金は、歳入の第三者納付金で、先ほど申し上げました歳入の第三者納付金及び返納金に対する10分の1に相当する県負担分を平成22年度会計において精算、返還したものでございませぬ。

次のページをお願いいたします。393ページの一般会計繰出金、最初の国庫負担金等翌年度償還分につきましては、歳入の第三者納付金及び返納金に対する精算分でありますけれども、前ページで申し上げました県負担分につきましては、平成22年度会計において精算となりますけれども、支払基金交付金及び国庫負担金の精算が翌年度精算となります。通常の会計処理では、当該相当額を翌年度の平成23年度会計へと繰り越しをいたしますけれども、本会計は平成22年度をもって廃止となることから、平成22年度一般会計の歳入科目へと繰り出しを行ったものでございませぬ。その下の一般会計戻入分につきましても同様に、市負担金相当額等を平成22年度会計の歳入科目へと繰り出しを行ったものであります。以上であります。よろしくお願ひいたします。

**委員長** 説明を受けましたので質疑をいたします。委員の皆さんから質問がありましたらお願ひいたします。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** それでは、議案第4号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** では第4号については、認定すべきものと決しました。次に進みます。

**生活環境課長** 先ほどの太陽光発電の資料を用意しましたので、よろしいでしょうか。

**委員長** では、配ってください。

**生活環境課長** 公共施設にのってあります太陽光発電、平成22年度までの最大使用時の規格と導入年度の一覧表でございませぬので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**丸山寿子委員** 金額とかはちょっとわからないわけなんですけど、以前、保健福祉センターのほうで委員会でも質問した時に、待機電量がついていうか、電気、年間、保健福祉センターの中で使う電気の待機電量くらいしか電気は年間、何ですかね、何て言えば。

**副委員長** 発電された。

**丸山寿子委員** 発電された、そうそうそう、というような答えくらいしか聞いてなかったもんですから、若干でも売電があるのかなというふうに思っちょっとお聞きしたわけですけど、思っちょっよりも徐々に公共施設に設置していただいてあつて、新築の時、計画の時くらいしかちょっと聞いてなかったんで、思っちょっよりあるなつていう印象なんですけれども、公共施設は公共だけでなく、やはり市民も出資してというようなことで、どんどん利用して電気をつていうような傾向に世の中がなつていませぬので、今後待機電量、全体の中の何パーセントくらいに当たるのかとか、そういったこともまた今後、それぞれの担当、分かれちゃつてはいませぬけれども調べてい

ただ、その可能性っていうんですかね、やはり支出は少ない方がいいわけですし、売電等で収入が入ればそれはそれでいいことだと思いますので、そういったデータは各担当に行かないとあれかと思いますが、そういったとりまとめっていう、まとめっていうのも、この際なんでちょっとあれなんですけど、できるかどうかお聞きします。

**生活環境課長** 公共施設の電力の中電さんとの契約の関係で、最初につけてあるのは自前の電力を間に合って、足りないのは中電さんから電力をいただくというものなんです。それは、発電している電力がどのくらいで、それをどれだけ使っているかというのは、初めにつけたほうのそういう形になっておりませんので、細かいデータが出る、そこまでいきません。今の中電さんのは、売電価格と使用価格が違ってあります。ですから売ったお金が、今42円くらいで売っておりますし、使用のは24円くらいですかね、単価というか。それがわかる契約とその機械を入れないと今のようなデータは、正確には出ないようになります。

**委員長** この、今、いただいた表の中で、わかるのとわからないのっていうのは、どこからかっていうのは区別つきますか。

**生活環境課長** それはまだ、それぞれ、そこまで調べないと。

**委員長** これから調べてください、またね。

**丸山寿子委員** 担当のところが分かれて、教育委員会とか、あれかとは思いますが、少しちょっとわかりやすく、今わかっている数字だけでも、決算書に載っている数字だけでも整理していただけたらなというふうに思いますので、また研究材料をお願いをしたいと思います。

**委員長** 課長、研究材料だそうです。答弁、どうですか。

**生活環境課長** 調べての報告で、分類できる範囲でさせていただきます。

**委員長** お願いします。

それでは、この件はいいですね。では、次に進みます。

#### 議案第5号 平成22年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

**委員長** 議案第5号平成22年度塩尻市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

**財政課長** それでは395ページをごらんください。この会計の決算額は、歳入歳出とも1,158万8,881円でございます。この用地先行取得事業特別会計につきましては、用地先行取得事業債で取得した土地に関する経理会計でございます。平成22年度では、用地先行取得事業債を借り入れて対応したものが1件だけ残っております。これが平成16年度に借り入れた奈良井駐車場用地でございますが、この用地が平成22年度に事業実施されたということに伴いまして、一般会計で買い取りとなりました。この結果、本会計で管理していた土地はすべて事業化されましたので、この会計は平成22年度をもって廃止をされております。

400、401ページをごらんいただきたいと思いますが、歳入でございます。今申し上げましたとおり、平成22年度に所有していた土地が事業化されましたので、一般会計で買い取りとなりました。このため不動産売払収入が1,158万8,881円でございます。

これに対しまして歳出につきましては、402、403ページをごらんいただきたいと思いますが、一般会計で

の買い取りによりまして、用地先行取得事業債を全額繰上償還したものでございまして、元金で1,150万円、利子で8万8,881円でございます。以上でございます。

**委員長** 説明を受けました。質問等ありましたら、委員の皆さんからお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** よろしいですか。では、議案第5号を原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認めます。第5号を原案のとおり認定すべきものと決しました。次に進みます。

#### **議案第9号 平成22年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**委員長** 議案第9号平成22年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

**健康づくり課長** それでは、決算書473ページをお開きいただきたいと思います。473ページ、榑川診療所事業特別会計でございます。歳入歳出それぞれ1億2,600万円余でございますが、前年と比較いたしまして、いずれも2,900万円余、率にいたしますと30%ちょっとになりますけれどもプラスの歳入歳出になってございます。これは後ほど歳入歳出のほうで詳細につき御説明申し上げますけれども、長期債の関係、低利の起債への借りかえをいたしまして、それに伴うものが大きなプラスの要因でございます。差し引きいたしまして、46万9,662円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それではまず歳出のほうから御説明申し上げますので、484,485ページをお開きいただきたいと思えます。485ページの備考欄のほうで御説明申し上げます。2つ目の白丸、一般管理事務費、これにつきましては、通常の診療所の施設、あるいは車両等の管理にかかわる経費でございまして、特段、例年と変わったものはございませんが、前年に比較しまして3.3%ほどの減であります。

それから次のページ、486,487ページをお願いいたします。487ページの備考欄、3つ目の白丸、医療事業事務費、この関係につきましては、医療にかかわります消耗品、医薬材料、あるいは検査委託料等でございます。前年に比較いたしまして24%ほど増額となっております。この要因といたしまして下から2つ目の黒ボツ、備品購入費、こちらにつきましてはレントゲンデジタルシステムを購入いたしました。このシステムはX線、あるいはCTの撮影画像をデジタル保存いたしまして、モニターで診察できるシステムということで導入させていただいたものでございます。なお、この関係につきましては、後ほど歳入で御説明申し上げますけれども、この840万円のうち730万円につきまして、過疎対策事業債を充てているものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思えます。488,489ページでございますが、備考欄、元金につきましては、先ほどちょっと触れさせていただきました長期債元金償還金4,700万円のうち、繰上償還分ということで2,800万円ほど繰上償還させていただいてございまして、その下の白丸につきましては、それにかかわる利子でございます。

それでは歳入のほうに戻っていただきます。478,479ページをお願いいたします。歳入、478と479ページ、まず1款診療収入でございますが、1項、2項、3項、それぞれ国民健康保険、社会保険、それから後期高齢者医療、それぞれの診療報酬収入ということでございます。下から3つ目の黒ボツ、一部負担金収入、

これにつきましては、患者さんの窓口負担分でございます。それから、その下のその他診療報酬収入、これにつきましては、労働災害、交通事故等の診療にかかわるもの、あるいは予防接種にかかわる収入でございます。一番下の黒ポツにつきましては、個人での健康診査、健康診断、それから特定健診等に伴います収入でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。2款の使用料及び手数料、この関係につきまして、備考欄の一番上の使用料につきましては、医師が往診時の往診車を使用した際の使用料でございます。その下の手数料につきましては、死体の検案、あるいは福祉医療費申請の事務手数料でございます。

その次、繰入金でございます。この関係につきましては一般会計からの繰り入れ、それから国保会計からの繰り入れ、それぞれでございますが、トータルいたしまして約9%、前年より繰入金減っております。

それから次のページをお開きいただきたいと思います。482、483ページ、諸収入のうち中ほどの黒ポツ、雑入につきましては、医療消耗品、カットバン、あるいはマスク等、患者さんに提供したものです。それから電話、コピー代等の雑入でございます。それから下から2つ目の黒ポツにつきましては、先ほどレントゲンデジタルシステムの購入の御説明を申し上げましたが、これにかかわります起債でございます。それから一番下の平成2年度病院事業債借換債、これにつきましては、有利な起債に借りかえた内容のものでございます。以上でございます。

**委員長** 質疑をいたします。委員の皆さんから質問ありましたら。

**柴田博委員** この診療所ですけど、職員は、今、正規、嘱託も含めて何人でやっているわけですか。

**健康づくり課長** 現在、非常勤含めまして8人でございます。

**柴田博委員** そのうち職員給与費のところでは一般職員が1人とその次のページの嘱託員が4人と、それから臨時職員賃金っていうのがありますけど、この臨時職員というのは何人いるわけですか。

**健康づくり課長** 事務長のほうから御説明申し上げます。

**楢川診療所事務長** 臨時職員は2名です。それから正規が2名、嘱託員が4名です。

**柴田博委員** 正規が2名。今の話か。済みません、聞き方が悪かったか知りませんが、この決算の資料の中で7名ってこと、この時は、平成22年度は。

**委員長** 現在ではなくて、平成22年度決算、これに関して。7名っていうのは。

**健康づくり課長** 臨時職員2名で、8名になるかと思いますが。

済みません、485ページで一般職員給料1人分、それから次の487ページで嘱託員が4人、その下に職員給与費で一般職員が1人、その下のほうで臨時職員賃金とありますが、臨時賃金が2人ということで合計8名になるかと思いますが。

**委員長** 8名。

**柴田博委員** それじゃ、一般職2人ということだけど、1人は一般管理費で、1人は医業事業費の中からっていうのは、職種の違いということですか。

**健康づくり課長** 正規職員、事務長とそれから看護師がそれぞれ1名おります。一般管理費のほうは事務長の分、それから医業事業費のほうにつきましては看護師1名分でございます。

**柴田博委員** わかりました。

**委員長** ほかにいかがですか。

**丸山寿子委員** 確認ですけど、487ページの下から2つ目の備品購入費でレントゲンデジタルシステム、先ほど過疎債で730万円っていったお話ですが、その840万円の内訳は、全部レントゲンデジタルシステムなのか、その下にもちょっと説明が書いてありますけど、ほかの内容のものもあるのか、ちょっとその辺もう少し教えてください。

**健康づくり課長** すべてレントゲンデジタルシステムの関係でございまして、その下にあります8品目20点が内訳的な内容でございます。いずれにしましてもシステム全部で840万円でございます。

**丸山寿子委員** そうしますと、残りの110万円は、どのようにお金を返還していくのか。普通の財源であれんですか。

**健康づくり課長** 事務長から。

**榎川診療所事務長** 国保の調整交付金で施設整備分として105万円、繰入のところに入っておりますが、それであと一般財源で5万円になります。

**丸山寿子委員** わかりました。

**委員長** ほかにいかがですか。

**金田興一委員** この榎川診療所の関係、年間の患者数は延べでは1%減という形ですが、診療収入では5.1%減となっているんですが、今後の経営的な見通しについてはどんなふうにお考えですか。

**健康づくり課長** 説明資料95ページにありますとおり、今、委員さん御指摘のとおり1%減というようなことで、患者数減り気味の傾向にはございます。ただ地域医療、特に榎川村当時の榎川地区とすれば、医療の実質を担っている診療所でもございますので、患者さんがふえることがいかどうかは別といたしまして、それなりの経営努力を行いながら運営してまいりたいというふうを考えております。

**委員長** 金田委員、いいですか。ほかに御質問。

**副委員長** 487ページの先ほどの臨時職員の賃金が195万円ということは、2人で195万円ということ。これは時間給か何かになっているのか、勤務体制を教えてくださいたいのと、もう一つは借りかえたのは何パーセントから何パーセントの安いものに借りかえたか、ちょっと教えていただきたいと思います。

**健康づくり課長** 借りかえの関係につきましては、6.6%から0.67%でございます。臨時職員の勤務形態につきましては、事務長のほうから御説明申し上げます。

**榎川診療所事務長** 臨時職員2名のうち1名は診療放射線技師です。それであともう1名は看護師です。それでこの2名は月、水、金の週3日、午前中だけの勤務になっております。

**委員長** いいですか。ほかにいかがですか、御質問は。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** よろしいですか。それでは、議案第9号平成22年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、第9号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

では、休憩いたします。午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

**委員長** それでは、休憩を解きまして再開いたします。次に進みます。

**議案第10号 平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**委員長** 議案第10号ですね、平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** 決算書の491ページをお願いします。491です。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。決算説明資料では97ページから掲載してございます。歳入歳出差引残額1,393万200円を翌年度会計に繰り越しいたすものでありますが、これは出納整理期間中に収入のありました保険料を平成22年度会計の余剰金として処理し、平成23年度会計に繰り越しを行うものでございます。なお、この会計は医療費や葬祭費などの保険給付費の支払いを県の広域連合で行っていることから、保険料徴収や事務諸経費の支払いまでの経理を行っている特別会計でございます。

それでは歳出からお願いいたします。502、503ページをお願いします。503ページ、1款総務費、後期高齢者医療事務諸経費の上から3つ目の特別旅費につきましては、塩尻市から県の広域連合に派遣している職員1人分の住居費等を旅費として支給しているものでございます。黒ポツの一番下の郵便料につきましては、保険証や高額療養の限度額認定書の郵送料であります。保険証と限度額認定書、その封筒代につきましては広域連合で行っております。

その下の保険料徴収事務諸経費の中ほど、黒ポツの上から3つ目の印刷製本費につきましては、納付書を使用者において作成しているということから、この科目から封筒代を含めて支払いをしておるものでございます。

次のページをお願いいたします。505ページ、上段一番最初の後期高齢者医療広域連合納付金、1つ目の保険料等徴収納付金、収入のありました保険料、納めていただきました保険料及び延滞金の全額を県の広域連合に納付するものでございます。その下の保険基盤安定納付金は、低所得者世帯に対する均等割保険料の軽減部分につきまして、法定の7割、5割、2割軽減に相当いたします保険料額を納付するものでございます。

その下の保険料還付金と保険料還付加算金につきましては、過年度分保険料の還付に伴うものでございます。

続きまして歳入をお願いいたします。496、497ページをお願いします。歳入、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、497ページ、最上段、一番上の備考欄をごらんください。保険料率は2年ごとに見直しが行われることから、平成22年度から平成23年度までの2カ年間にわたります財政見通しによりまして、平成22年度保険料から平均4.9%の引き上げが行われました。この引き上げによりまして、収納率の落ち込みが大変心配されたわけでございますけれども、ごらんいただきますとおり現年度分及び滞納繰越分の収納率が前年度から向上してくる状況でございます。全体の保険料、収入済額につきましては加入者数の増もありまして、前年度から1,021万6,000円余の増となっております。

次のページをお願いいたします。499ページの上から2段目の保険基盤安定繰入金は、歳出で御説明申し上げました法定7割軽減等の保険料軽減相当額を一般会計から繰入金として受け、その全額を歳出において広域連合に納付を行っているものでございます。

下のほうの4款諸収入の保険料還付金及び保険料還付加算金につきましては、歳出で支出いたしました過年度分保険料の還付金及び加算金につきまして、保険料徴収納付金で相殺できない額を広域連合から補てんをいただいております。

次のページをお願いいたします。501ページの雑入の特別対策事業交付金につきましては、保険料の特別徴収の選択制の導入や保険料軽減割合の拡大など、これまでもたび重なる国の制度改正が行われたということで、加入者の皆さんに対します周知啓発に要する経費につきまして、広域連合を経由し国から間接的に交付を受けたものでございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**委員長** それでは、質疑に入ります。委員の皆さんから御質問、どうぞ。

**副委員長** 個人で払うお金は、普通の方は1割だけど、3割負担、窓口負担するのは、所得でいうとどの範囲から、納付金の。

**市民課長** 申し上げます。70歳以上の負担割合につきましては、1割もしくは3割負担になっております。3割負担に該当する方は、住民税の課税所得が145万円です。ただし、収入認定の中で、お一人の世帯で383万円以上、もしくは2人世帯の収入認定で520万円ですので、基本的にも住民税加入所得、所得から生命保険料、いろんな控除を引いた残りが145万円以上超えた方が3割負担になっております。以上です。

**副委員長** これはどっかで区切らなきゃいけないもんでね、所得の部分っていうのは、難しい部分もあると思うけども、80歳にもなって一生懸命農業をやったりしてても、そこをわずか20万円ばかり超えただけで3割負担してりゃ、20万円くらい医者料毎月かかっているもんでかかっちゃうなんて言って、こぼされちゃったわけだけども、この辺は所得割っていうか、そういう部分でいっちゃうと、どうにもならんってことだよな。

**市民課長** 確かに委員さん、おっしゃられるとおり負担が大きいわけですが、この国の基準についてちょっと申し上げますと、課税所得155万円の区切りにつきましては、平成16年度の政府管掌保険、現在、協会けんぽと言っておりますけれども、その標準月収が、その標準月収とあといろんな控除を引いた残りが現役時代の平均的な所得っていうことと、国の基準でありますので、今のところ市としてもどうにもならないものでありますので、御理解をいただいております。以上です。

**委員長** ほかにいかがですか。

**柴田博委員** 保険料についてですけども、市で集めて県に上げるわけですけど、県に納付するのは集まった分だけ上げれば良いということなのかどうかということと、滞納分については、市のほうで集めるような、そういう仕組みになっているのかどうか、その辺をお願いします。

**市民課長** まず、その保険料につきまして申し上げます。全額保険料と延滞金をすべて払いますけども、歳出の中で過年度分で返す分ありますよね、それを差し引いて全額すべて納めております。

あと滞納額につきましては、先ほど申したとおり塩尻市の率は大変高いわけですが、今のところペナルティー的なものはございませんので、例えば収納率の低い90%とか、こういうペナルティーはございませんので、今のところ制度自体ございません。ただし平成25年、今、1年先送りですけども、新しい高齢者医療制度では、やはりそれではいけないということで、何がしのペナルティー的なものを科すような予定で、国のほうから聞いております。以上であります。

**柴田博委員** あと保険料の徴収の方法で、特別徴収と普通徴収がありますけども、それぞれ人数がわかったら

教えてもらえますか。

**市民課長** 平成22年度の当初賦課で申し上げます。全体の保険料の納付の方が、8,292人です。そのうち特別徴収の方が6,080人、73.3%でございます。あと普通徴収が1,756人、21.1%、あとは特別徴収と普通徴収、途中から普通徴収から特別徴収に切りかえた方がいらっしゃいますので、その併徴の方が456人、合計8,292人の状況でございます。以上です。

**柴田博委員** わかりました。

**委員長** ほかに、いかがですか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** それでは、議案第10号について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、議案第10号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。次に進みます。

### 議案第15号 塩尻市税条例等の一部を改正する条例

**委員長** 議案第15号塩尻市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

**税務課長** 議案第15号につきまして、お手元の資料のうち議案関係資料により御説明いたします。関係資料の10ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

1番、提案理由でございますけれども、去る6月30日に公布、一部を除きまして施行されました現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、これによりまして、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

2番、その概要のうち(1)番、個人市民税関係でございますが、まずは、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の見直しでございます。具体的な条文でごらんいただきたいと思いますので、同じつづりの22ページ新旧対照表のほうをごらんいただければと思います。22ページでございます。

**議会事務局長** 今、資料を取りに行っています。ちょっとお待ちください。済みません。

**委員長** 暫時休憩、ちょっと待って。

それでは、休憩を解いて再開します。

**税務課長** それでは具体的な条文ということで、お手元の議案関係資料の22ページをお願いいたします。右側でございますのが現行、左側の囲われてる部分が改正案という構成になっております。22ページの中段、右側でございますが、第8条、条文の上から7行目でございます現行年間2,000頭という免税対象飼育牛の売却頭数の上限、この上限につきまして2,000頭を1,500頭に引き下げまして、この1,500頭という年間頭数を超える場合、その超える部分の所得については免税対象から除外すると、こういった内容の特例でございます。その適用期限でございます。1行目にあります平成24年度が、これを左側にありますとおり平成27年度まで3年延長するものでございまして、平成25年1月1日から施行をし、平成25年度の個人市民税から適用するものでございます。

また、今、この8条に限らずということでございますが、今回の税制改正の全体的な傾向といたしまして、国の総務省や県の指導によりまして、従来地方税法等に規定をされていた条文について、市の税条例でもいろいろ

の規定を、記述をしていたわけでございますけれども、こういったものについて地方税法とか、例えば租税特別措置法、政令といった法律の該当条文を引用するという形での見直しがなされております。結果といたしまして、この条文で見ますと左側の改正案の中には、今申し上げました1,500頭という具体的な記述がなくなっております。そのかわりに左側のほうの2行目の下線部分になりますけれども、法附則第6条第4項に規定する場合といったような、こういう改正がされておりますし、次の23ページをごらんいただきますと、右側の現行の一番下には、1号、2号といったような記述があるわけですが、それが左側ではとれています。あるいは同じく23ページの第2項の文章中にかなりのアンダーがありますが、それが左側に行きますと、先ほど申し上げました条文の法律該当に、こういった形に改正されることとなります。

続きまして34、35ページをお開きいただきたいと思います。欄外にございますとおり、今回の条例改正は1条から3条までという改正になっておりまして、34、35ページについては、第2条としての改正にかかわってくるというものでございます。ちなみに概要では(1)のイにかかわる部分でございます。35ページの第10項といたしまして、上場株式等の配当所得、それから35ページ一番下ですが、17項で上場株式等の譲渡所得等、ページをめくっていただいた36ページになりますが、22項といたしまして条約適用配当等、これらにかかわります規定でございます。いずれも軽減税率の特例でございますけれども、そのすべてにつきまして、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の特例でございます。これをそれぞれ2年延長いたしまして、適用期限を平成25年12月31日までとするもので、公布の日から施行するものでございます。

次の37ページをお願いいたします。こちらにつきましては、第3条としての改正にかかわってくる部分でございます。ただいま申し上げました軽減税率の適用期限が延長されることに伴いまして、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかわります市民税の所得計算の特例について、施行日でございます平成25年1月1日を2年延長いたしまして平成27年1月1日とし、平成27年度の個人市民税から適用するもので、公布の日から施行するという内容でございます。

10ページのほうへお戻りをお願いいたします。2番、概要の(2)その他でございます。アとイとございますが、いずれも罰則の見直しをするもので、2カ月間を周知期間といたしまして、公布の日から起算をして2カ月を経過した日から施行するというものでございます。

アにつきましては、故意の不申告に関する過料の上限額、これを引き上げるものでございます。現行3万円以下の過料についてを10万円以下の過料とするものでございます。18、19ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。18ページ、左側でございます。第100条にたばこ税に係る不申告に関する過料、それからその下にございます第105条の2、鉱産税関係、それから19ページへまいりまして、一番下になります第139条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料、この3つの条文につきましては、いずれも地方税法の改正を受けて新たに設ける条文となっております。それ以外の部分については、もともと既存の規定がございまして、その規定の中で3万円という規定を10万円というふうの一部改正をするものというふうになっております。

めくりまして20ページをお開きいただきたいと思います。市税条例第150条でございますが、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪という条文でございます。これが概要の(2)のイにかかわってくる部分でございます。内容といたしましては、毎日の入浴の客数とか、入湯の料金、あるいは入湯税の

額、こういったものを帳簿に記載することになっておりますけれども、これらについて正当な理由がなく記載をしなかったり、あるいは内容的に虚偽の記載をした場合、また1年間という帳簿の保存期間が定められておりますが、これを履行しなかった場合、それぞれ対象とされております。このたび総務省の指導もございまして、右側現行欄では3万円以下の罰金刑という形でございましたものを、左側5万円以下の過料に改めるものでございます。以上で、説明を終わります。

**委員長** それでは質疑をいたします。御質問はありますか。

**柴田博委員** 先ほどの説明で、改正案のほうでは、いちいち同じことを書かずに法令の引用条項等を記載しているようになってくることなんですけど、それはそれで、いちいち変更しなくてもいいようになるっていう面もあるのでもいいところもあると思うんですけど、反面わかりにくい、条例を読んだだけでは中身がわからないっていうふうになるとは思いますが、その辺については何か対策として、例えば市の条例の後に、そういう説明文みたいなものをつけるとか、そういうようなことはできないんでしょうか、中身。

**税務課長** 今のお話は、いわゆる条例改正に際してという意味でございましょうか。それとも通常の、いわゆる公務の中で条例の後に該当の法律案には、規定を引用するという意味でございましょうか。

**柴田博委員** 例えば、今、条例をホームページから見るような時に、条例を見ただけではその中身がわからないんで、その引用しているところの法律の中身がどんなものかというようなのは、その後に例えば参考でつけるとか、そういうようなことはやるつもりはないでしょうかということ。

**税務課長** 現行の市税条例におきましても、ホームページをごらんいただきますと下線というか、色が転じている部分がございます、それについてはクリックしますと、そこへ飛ぶという機能が今、ホームページ上ついております。ただし、今、委員御指摘のすべてについているかどうかというのは、ちょっとそこまでのあれは承知おきをしていないんですけども。

**柴田博委員** 一部そういうやつがあるなら、それでいいわけですけども、できたら条例を読んだだけで、もしくは条例の後にそういう説明書きがあれば、見るほうはわかりやすいと思うんで、そんなようなこともちょっと工夫していただければと思いますけれど。

**税務課長** 今回の市税条例のお話ですが、それに限らずという全体のお話だと思っておりますので、また庁内の中で例規の部門もございまして、そちらとも十分検討をさせていただきたいと思っております。

**委員長** ほかにいかがですか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** それでは、議案第15号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、議案第15号も可決すべきものと決しました。次に進みます。

#### 議案第16号 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

**委員長** 議案第16号塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

**人事課長** 引き続きまして、関係資料38ページをお願いいたします。塩尻市特別職の職員等の給与に関する

条例の一部を改正する条例でございます。提案理由でございますが、スポーツ振興法の全部が平成23年6月24日に改正され、スポーツ基本法が公布されたことに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要でございますが、体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改めるものでございます。現在、体育指導委員につきましては、スポーツ振興のため住民に対しスポーツの実技を指導その他、スポーツに関する指導及び助言を行うものとされておりまして、現在、委員は32名で任期は1年、3年でございます。以上でございます。

**委員長** それでは質疑をいたします。質問はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** では、議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは異議なしと認め、議案第16号を原案のとおり可決すべきものと決しました。次に進みます。

### **議案第19号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、9款消防費、14款予備費、第2表地方債補正**

**委員長** 議案第19号平成23年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。その中で当委員会に付託された部分について説明を求めます。

**庶務課長** では、補正予算書の歳出12、13ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。総務費からお願いいたします。一番上の東日本大震災等避難者支援事業17万9,000円をお願いするものでございます。この事業につきましては、市のホームページに、夏休みを利用して長野県内に団体で非難される方に塩尻市内で1日を過ごしてもらおうというプログラムを用意します、という記事を掲載し募集しました。白馬の民宿を借りて福島の子供たちを受け入れている団体から1件申し込みがありました。8月に2回に分けて実施した時の経費をお願いするものであります。自動車等借上料につきましては、1回委託バスを借り上げたものです。もう1回については、市のマイクロバスを利用しております。また、その時の有料道路等使用料とチロルの森の会場の使用料でございます。2回で55名の方が参加されました。ボランティアの方の御協力やJAサラダ街道協議会、考える農業学習塾、奈良井の方々から野菜とか果物の差し入れ等がありまして、塩尻での楽しい1日を過ごしていただきました。その時に要した費用でございますので、よろしく申し上げます。以上です。

**財政課長** その下の基金積立金中、財政調整基金元金積立金4億9,344万8,000円と減債基金元金積立金4,000万円、合せまして5億3,344万8,000円につきましては、平成22年度の決算剰余金が6億3,136万7,000円余で確定いたしましたので、地方財政法の規定によりまして基金に積み立てをさせていただきます。以上でございます。

**地域づくり課長** その下、8目地域づくり振興費をお願いいたします。白丸の地域づくり推進事業でございますが、コミュニティ助成事業補助金として880万円をお願いするものであります。内訳につきましては、平沢区が実施いたします和太鼓の整備事業に250万円、贄川区が実施する同じく和太鼓の整備事業も同額の250万円、また高出四区の区民自主防災隊が実施いたします防災備品整備事業、これに180万円、さらに高出二区の区民自主防災隊が実施いたします防災備品整備事業に200万円で、合計880万円でございます。補助事業の実施団体につきましては、平沢区の和太鼓整備事業に関するものが財団法人自治総合センターでございまして、残り

の3件は、財団法人長野県市町村振興協会が実施をするものでございます。なお、この補助金は、両団体が行う補助事業を市が間接補助いたしますので、支出額と同額が歳入として入ってまいります。以上でございます。

**選挙管理委員会事務局長** 続きまして4項選挙費3目県議会議員選挙費につきましてお願いします。4月10日に執行いたしました長野県議会議員一般選挙の執行経費が確定いたしましたので、補正をお願いするものがあります。選挙につきましては、定数2に対しまして3人の立候補があり、投票率は52.00%でございました。なお、議案第1号で御説明いたしましたが、告示日が4月1日でありましたので、それ以前のポスター掲示場の設置や入場券の発送等の約617万円につきましては、先ほどお認めいただきました平成22年度予算で執行しております。

続きまして、14、15ページをお願いしたいと思います。4目市議会議員選挙費でございますが、こちらにつきましては、任期満了に伴い4月24日に執行いたしました塩尻市議会議員一般選挙の執行経費が確定いたしましたので、補正をお願いするものであります。定数22に対し25人の立候補があり、投票率は56.16%でございました。選挙費につきましては以上でございます。

**健康づくり課長** それでは16、17ページをお開きいただきたいと思います。4款衛生費の関係の補正をお願いするものでございますが、17ページの下の方、白丸2つが私どもの関係になります。まず下から2つ目の白丸、保健衛生事務諸経費でございます。2件お願いしてございますが、いずれも、それぞれ負担金の歳出に当たります歳出基礎が確定したことによりまして、今回の補正をお願いするものでございますが、上の黒ポツ、木曽広域連合負担金、これにつきましては、木曽病院への救急搬送による一次救急に対しまして、木曽郡下6町村及び塩尻市で、それぞれ均等割10%、人口割20%、救急搬送割70%の負担割合で算出した負担金でございまして、6万円の補正をお願いするものでございます。それから、その下の黒ポツ、松本市小児科・内科夜間急病センター負担金、この負担金につきましては、本年度から新規に当初予算に計上させていただいておるものでございまして、松本市にあります夜間急病センターの運営につきまして、前年度赤字が出た場合に塩尻、松本、安曇野、3市で赤字補てんをするということになりまして、人口割30%、利用者割70%で負担金を算出してございます。その関係で56万5,000円、当初の赤字見込みが減ったということに伴いましての減額でございます。

それから一番下の白丸、健康増進事業、これにつきましては、市長の総括説明でも申し上げました肝炎ウイルスの検診にかかわるものでございます。国の補助の拡大に伴いまして、肝炎ウイルス検診、60歳から65歳のそれぞれ、それぞれって言いますか、5歳刻みの年齢の方に対しまして、従来、自己負担500円いただいていたものを無料で実施するものでございまして、その関係の通知等、それから事業委託、長野県健康づくり事業団に委託いたしますが、その関係の委託料等でございます。

**生活環境課長** 18、19ページをお願いしたいと思います。上水道費の上水道施設費、19ページの丸、簡易水道事業特別会計繰出金でございますが、檜川地区の簡易水道事業でございます。国道19号の桃岡橋拡幅事業に伴い配水管の布設工事が必要になり、その増額分を繰り出すものでございます。

**消防防災課長** それでは、資料22、23ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費1目常備消防費でございます。備考欄、消防負担金でございますが20万3,000円、これにつきましては松本広域連合への高速道路における救急活動に対する負担金が発生したものでございまして、同額を中日本高速道路から支弁金と

して収入をするものでございます。

その下、消防団諸経費につきましては、長野県ポンプ操法大会への出場、今年度、広丘分団第6部原新田が出場したことに伴いまして、それぞれ食糧費、自動車借上料、備品購入費を計上したものでございます。29万2,000円でございます。

その下、消防交付金につきましては、県大会への出場に伴います出場交付金で30万円を支出したものでございます。以上でございます。

**財政課長** 26ページをお願いいたします。14款予備費でございます。予備費につきましては、都市大塩尻の甲子園出場に伴う激励金等を予備費対応をいたしました。今後、今年度まだ半年残っておりますので、後半の支出に備え、この分、補正をさせていただきたいものでございます。

続きまして歳入になりますが、8ページ、9ページをお願いいたします。9ページの説明のほうで御説明をさせていただきます。公共土木施設災害復旧事業補助金、国庫支出金でございます。678万4,000円につきましては、5月末及び7月初旬の豪雨による市道及び河川の災害復旧に対する国庫補助金でございます。

次の県支出金中健康増進事業費補助金174万7,000円につきましては、肝炎ウイルス検診に対する県補助金でございます。

その下の環境保全型農業直接支払交付金22万2,000円につきましては、化学肥料ですとか、農薬を50%以上低減した上で、地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む販売農家に対する補助金でございます。県の補助金は4分の1補助であります。このほかに国から2分の1の補助金が直接対象の農業者に交付されるという制度でございますので、市のほうでは県の4分の1の補助分をこちらに計上したものでございます。

農業施設災害復旧事業補助金325万円と林業施設災害復旧事業補助金500万円につきましては、5月及び7月の豪雨による農業施設と林道の災害復旧に対する県の補助金でございます。

県議会議員選挙費委託金につきましては、事務執行経費の確定によりまして298万5,000円を減額するものでございます。

前年度繰越金5億9,636万7,000円につきましては、決算剰余金が6億3,136万5,000円で確定いたしましたので、8ページの補正額、補正前の額、補正後の額とありますが、補正後の額が6億3,136万7,000円の確定額でございます。当初予算で3,500万円を計上してございますので、残りの差額の5億9,636万7,000円を今回こちらを補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。雑入中コミュニティ事業助成金980万円につきましては、財団法人自治総合センター及び財団法人長野県市町村振興協会に申請をしていた、先ほどの説明にありましたコミュニティ助成事業が採択されたことに伴い補正するものでございます。市議会議員選挙委託金のマイナス1,000円につきましては、当初予算で目出しで1,000円計上しましたが、該当がなかったため減額するものでございます。

保証料補給金返還金400万円につきましては、中小企業融資斡旋保証料補給金の返還金でございます。

高速自動車道救急業務支弁金20万3,000円につきましては、支弁金の額の確定により補正をするものでございます。

市債につきましては、5月及び7月の豪雨による災害復旧事業に対する市債をそれぞれ補正するものでござ

います。

歳入は以上でございまして、続いて4ページをお願いをいたします。第2表地方債補正でございます。先ほど歳入、市債のところの説明させていただいたとおり、5月及び7月の豪雨による災害復旧事業に対する市債を追加するものでございます。以上でございます。

**委員長** 議案第19号について説明を受けました。質疑に入ります。質問。

**丸山寿子委員** 13ページの一番上の東日本大震災に関する新事業ですが、ホームページで募集して1件だったということですが、この事業は今も募集してるのかというか、この時だけ単発でホームページで募集していたのか、その辺教えてください。

**庶務課長** 一応ですね、夏休みを利用して長野県に長期に来ている団体の方ということで募集しておりましたので、8月までということでございます。

**丸山寿子委員** 6月の議会の中でも何人が言ってたかと思うんですけど、受け入れている数が、塩尻はあんまりないんじゃないかっていうような印象を受けるんですけど、やはりこういうとても究極に困った事態が起きてる時には、何か受け入れる機会ですとか、回数ですとか、形態とか、いろいろ変えて応募してきやすい、何かそういう体制っていうのは必要だと思うんですけども、その辺、今後はどう考えますか。

**委員長** どうですか。部長、副市長。では、部長。

**総務部長** いろんなツールといいますか、それを使って掲示した場合でもですね、申し込みがないっていいですか、それが待ちの姿勢だと言われるとそれまでの話なんですけれども、被災地のほうからそこへ行きたいということがあればですね、それは受け入れることはやぶさかでないというふうに思いますし、かといって、それ以上どうなのかなっていう話もあります。それから本会議でも答弁させていただきましたけれども、例えば松本大学の皆さんが、その生徒を連れて来るという時にですね、人数的に非常に多くなったということで、うちの施設ではちょっと対応できなくて、そちらのほうでお断りになったという話もありますので。要は、大勢受け入れるのか、もうちょっと少ない規模で受け入れるのかっていう話もありますので、需要供給のバランスがあらうかと思えますけれども、今言ったようなことを考えながら、当然のことながら今後についてもですね、受け入れる体制っていうのは取っていききたいというふうに思っていますので、何も拒んでいるものではございません。ただ、その姿勢がね、やはり待ちの姿勢なのはっていうことを言われるとですね、そこらはちょっと疑問符がつくかもしれませんが、そういうことです。

**丸山寿子委員** 受け入れ体制でもボランティアをすとか、いろんな体制もあるかと思うんですが、例えば全国市長会のホームページだったと思うんですが、あそこにも、うちではこういうことができますっていうようなことが、各自治体からもホームページのほうに載っていったのを見たんですけど、例えば、うちの市でもやれることがあったらそういうところに、例えば載せていくことができるんじゃないかということの一つ思うのと、それから今回チロルの森で受け入れたんですけども、それと関係なしに個人的に来ている車、そんなに東北は多くはない中で福島ナンバーの車もあったというふうに聞いているんですけど、例えば何か証明で免許証なり見せてもらえば、東北の被災した3県、特に福島から広々したところでのびのび過ごせるようにということで、例えば入場料は無料にしますとか、そういったような対応だったらできるのも工夫の一つではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

**総務部長** 今、御意見いただきましたので、そういうことを参考にしながら、また本部の中ですね、検討させていただきます。

**丸山寿子委員** お願いします。

**委員長** ほかにいかがですか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** それでは、議案第19号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)ですね、当委員会に付託された部分について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認めます。議案第19号を原案のとおり可決すべきものと決しました。

**財政課長** 太陽光発電の売ったお金のほうの資料ができましたので、お配りさせていただいてよろしいでしょうか。

**委員長** お願いします。

**財政課長** 今、お手元にお配りをさせていただきまして、平成22年度の実績で月別に出させていただきました。一応、各施設を持っている担当のほうに確認をいたしました。一番下の米印で注意書きが書いてございますが、小中学校については、環境教育の一環から発電力量のモニタリングができる環境が整っているということで、要は、教育費の西小学校以下につきましては、発電量がパソコン等でチェックできる形で、記憶できる形になってますんで量の把握ができます。したがって、売った電力との差額分が、要はそこで使った電力という形で、一応確認していただけます。あとは余った分のキロワットに対して金額が幾らという形で出すことができます。

ただ、保育園と東支所の関係につきましては、そういった環境が整っておりませんので、使用的に毎月の、要は発電量というものがチェックできないもんですから、この資料には出ません。ただ、売った電力とその金額については、お示しのとおりでございますので御確認いただきたいと思います。以上でございます。

**委員長** いいですか。ありがとうございました。それでは、次に進みます。

#### 議案第20号 平成23年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

**委員長** 議案第20号平成23年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** 1ページから御説明を申し上げます。第1条にありますとおり、今回の補正によりまして4,947万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億917万1,000円とするものでございます。

歳出からお願いをいたします。9、10ページをお願いいたします。歳出、10ページ最初の後期高齢者支援金につきましては、予算編成の際に県から概算の見積額が示され、それを参考に予算計上を行っておりますが、確定額と相違してしまったことから予算不足につきまして補正をお願いするものでございます。

次の前年度国庫支出金等償還金につきましては、前年度の概算交付に対する精算に伴う償還金の補正をお願いするものでございますが、最初の前年度療養給付費交付金償還金につきましては、退職被保険者の給付費等に対する10分の10の交付にかかわるものです。真ん中の前年度国庫支出金償還金は、一般被保険者の給付費に対

する定率34%にかかわる償還金です。その下は特定健康診査及び特定保健指導の事業費に対する国庫負担金の3分の1にかかわる償還金であります。

9ページの予備費、186万6,000円の補正につきましては、歳入補正額との差額分の旅費を予備費に計上するものでございます。

続きまして、歳入をお願いいたします。前のページの7、8ページをお願いいたします。歳入補正、8ページ上段の3款国庫支出金の後期高齢者支援金負担金につきましては、歳出の後期高齢者支援金の補正額に対する定率34%の受け入れ分の補正計上をお願いするものでございます。

その下の前年度繰越金につきましては、平成22年度会計からの繰越総額と当初予算額との差額分を、それぞれの科目に振り分け計上を行うものでございますが、最初の1目療養給付費等交付金繰越金につきましては、歳出で御説明申し上げました退職被保険者にかかわります償還金に相当する額をこの科目に計上し、2目のその他繰越金と区分けして経理を行うものでございます。以上です。よろしくをお願いいたします。

**委員長** 質疑を行います。質問はありますか。

**柴田博委員** 10ページの前年度国庫支出金等償還金ですけども、先ほどの決算の中で出てきたそれぞれ該当するところは、これだけ余計にもらい過ぎてたという、そういうことでいいわけですか。

**市民課長** 国庫等につきましては概算で交付がありますので、委員さん、おっしゃられるとおり、多めにこう入ってしまったということで、翌年度の精算で、多めに入っておりましたので、その分を返すっていうものであります。

**柴田博委員** わかりました。

**委員長** ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** それでは、議案第20号平成23年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** では、そのように決しました。次に進みます。

### 議案第23号 平成23年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

**委員長** 議案第23号平成23年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** 1ページからお願いいたします。第1条にありますとおり、今回の補正によりまして273万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,910万9,000円とするものでございます。この会計、わかりやすいよう歳入から御説明申し上げますので、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入8ページの前年度繰越金につきましては、前年度会計の出納整理期間中に収入がありました保険料にかかわる繰越分ですが、その繰越額と当初予算額との差額分の補正をお願いするものでございます。

続きまして歳出の補正をお願いいたします。次のページをお願いいたします。歳出10ページ、上段の保険料等徴収納付金とその下の保険料還付金は、歳入補正の前年度繰越金による出納整理期間中に収入がありました

保険料を、それぞれの科目に補正計上するものでありますが、前年度繰越金のうち前年度決算におきまして、還付未済金が45万円余生じておりますので、その額を下の保険料還付金科目に、残りの額を上の方の広域連合に納付いたします保険料と徴収納付金科目に、それぞれ振り分け補正計上をお願いするものでございます。以上であります。よろしく申し上げます。

**委員長** 質疑等行います。質問はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** それでは、議案第23号平成23年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのように決めます。

以上で当委員会に付託された案件は、すべて終了いたしました。総務部長、どうぞ。

### 閉会中の継続審査の申し出

**総務部長** 閉会中の継続審査についてお願いをいたします。協働企画部、市民環境事業部、総務部ともに重要案件を抱えておりますので、協議会等、またお願いする機会もあろうかと思っておりますが、よろしくをお願いいたします。

**委員長** ただいま閉会中の継続審査の申し出がありました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** では、そのように議長に取り計らいます。

それで、特に事務局は何かありますか。ありませんか。

それでは、理事者からごあいさつがあれば、お願いいたします。

### 理事者あいさつ

**副市長** 2日間にわたりまして慎重に審査をしていただきましてありがとうございました。提案を申し上げましたすべての議案に対して御承認をいただきました。大変ありがとうございました。審査の中でいただきました御意見、御要望等につきましては、今後行政の推進の中でしっかり生かしてまいりたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

**委員長** どうもありがとうございました。それでは、当委員会の審査結果及び報告等については、委員長に御一任をいただくということでお願いしたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、すべての9月定例会の総務環境委員会に付託されました案件につきましての審査を終了いたしましたので、以上をもって閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後2時09分 閉会

平成23年9月16日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 青柳 充茂 印